



平成 21 年 5 月 13 日

各 位

上 場 会 社 名 ニッシン債権回収株式会社
代 表 者 代表取締役社長兼 合田 益己
執行役員
(東証マザーズ コード番号：8426)
問 合 せ 先 常務取締役兼 山口 達也
執行役員経営管理部長
電 話 番 号 (東京) 03-5326-3971

第三者割当による第1回第一種優先株式（社債型）発行に関するお知らせ

当社は、平成21年5月13日開催の当社取締役会において、第三者割当による第1回第一種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）の発行について、下記のとおり実施することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本優先株式の発行については、平成21年6月26日開催予定の当社第8期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、本優先株式の発行に必要な議案の承認が得られること等を条件としております。

記

1. 本優先株式の発行の背景及び目的等

(1) 本優先株式の発行の背景及び目的

当社グループにおきましては、金融市場の信用収縮の長期化、不動産市況の著しい低迷及び流動性の低下等の影響から、資金調達環境が悪化しております。また、当社の主力事業である債権管理回収業務においては特に不動産担保付債権の回収、また連結子会社で行う不動産業務が低迷していることなど、当社グループをとりまく事業環境は極めて厳しい状況が続いており、平成21年3月期の連結会計年度においては、4,006百万円の営業損失、6,729百万円の経常損失及び8,856百万円の当期純損失を計上することとなりました。

当社では、この状況を早期に改善するためには、収益構造の転換及び財務基盤の安定化を図ることが最優先の経営課題であると考えております。

具体的な施策としては、現在の資産と負債の圧縮及びコストの削減に努め、これまで培ってきた債権管理回収業務に関するノウハウを十分に活かし、債権回収受託業務等の拡大を図り、自己投資による収益とフィービジネスによる収益のバランスのとれた業務運営を推進し、資金効率を高めた収益構造への転換を図ることを目指しております。

また、上記の経営課題を克服すべく、当社の筆頭株主であるN I Sグループ株式会社（以下「N I Sグループ」といいます。）から当社株式を取得したビービーネット株式会社（現社名「中小企業投資機構株式会社」）、中小企業保証機構株式会社（以下、「中小企業保証機構」といいます。）及び日本振興銀行株式会社（以下、三社を総称して「新主要株主」といいます。）並びに新主要株主が属する、「中小企業に対するあらゆるサービスを提供できる仕組みを共同

で構築する」というビジョンを共有する独立した企業体のネットワークとして創設された「中小企業振興ネットワーク」の全面的な協力のもと、中小企業振興ネットワークからの資金支援や資産圧縮への協力、また、債権回収業務の受託による収益拡大や当社人員の出向受入れによる経費削減等、経営再建に向けた取り組みを推進しております。なお、平成21年2月27日には、新経営体制構築を目的とした当社臨時株主総会の開催により、中小企業振興ネットワークに属する企業から役員を招聘しております。また、平成21年3月27日には、自己資本増強策の一環として、「中小企業振興ネットワーク」のメンバーである中小企業信販機構株式会社、およびN I Sグループからご紹介を頂いた株式会社インデックス・ホールディングスを対象に、それぞれ312,500株、合計625,000株、発行総額600百万円の第三者割当増資を行いました。

しかしながら、現在の厳しい事業環境及び資金調達環境下において、経営再建に向けた取り組みを一層推進し持続的な事業発展を目指していくためには、早急な債務の圧縮と更なる自己資本増強による信用力の回復が必要であると考え、それらの目的を達成するため、本日開催の取締役会において、本定時株主総会において必要な議案の承認が得られること等を条件として、払込金額の総額を20億円とし、中小企業保証機構を割当先とする第三者割当による本優先株式の発行を行うことを決定いたしました。

なお、当社としては、本優先株式の払込金額は、下記のとおり合理的な水準であると考えておりますが、優先株式の評価に関する考え方はさまざまな見解があることが想定され、会社法上本優先株式の払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額である可能性も否定できないため、本日開催の取締役会では、本優先株式の発行を行うことについて株主総会の承認を得るための議案（以下「本有利発行議案」といいます。）を本定時株主総会に上程することを決議しております。

また、当社は、本優先株式の発行後においても、第1回第一種優先株式と実質的に同内容の優先株式の発行により、当社の状況に応じて、取締役会の判断により機動的に資本調達が可能とするために必要となる議案（第2回以降の第一種優先株式の発行のための定款の一部変更に関する議案及び募集事項の決定を取締役に委任する議案）を、本定時株主総会に付議する方針を、本日開催の取締役会において併せて決議しております。当該議案においては、第2回以降の第一種優先株式の募集株式数の上限を20,000株とし、払込金額の下限を1株につき100,000円（払込金額の下限の1株につき100,000円で募集株式数の上限20,000株が発行された場合の総額は20億円）とする予定です。

本優先株式の発行及びその後の優先株式の発行のための当社定款の一部変更に関する議案その他当社優先株式の発行に関連して本定時株主総会に上程する具体的な議案の内容については、決定次第お知らせいたします。

なお、当社の筆頭株主であるN I Sグループにおいても当社の現状について理解をいただいております。また、本優先株式の割当予定先である中小企業保証機構との間において、本優先株式に関連した、新たな役員招聘などの契約条件はございません。

（2）本優先株式の商品性について

本優先株式は、第三者割当の方法により発行されます。

本優先株式では、年8%の配当率が設定されており、払込金額に当該配当率を乗じた額の優先配当金が普通株式より優先して配当されることとなります。かかる配当率は、本優先株式が普通株式への転換が全く予定されておらず、かつ、株主総会における議決権もないいわゆる社債型の優先株式であること考慮の上、当社の業績及び資金調達状況、本優先株式のその他の諸条件並びに過去の優先株式の事例等を総合的に勘案し決定いたしました。

なお、ある事業年度において、優先配当金について不足額が生じた場合には、翌事業年度以降に繰り越されます（累積型）。したがって、普通株式が無配の場合でも、優先配当金が累積していくこととなります。

また、上記のとおり本優先株式は普通株式を対価とする取得請求権および取得条項が付されておらず、既存の普通株式の希薄化は生じません。

本優先株式は、平成 28 年 6 月 30 日以降株主が金銭を対価とする取得請求権を行使することが可能な設計となっており、当社といたしましては、遅くとも平成 28 年までに本優先株式の全株を償還することを予定しております。また、平成 24 年 4 月 1 日以降は、当社取締役会の判断により早期償還が可能となっております。当社は、将来時点において、当社を取り巻く経営環境、当社の業績、金利動向等を勘案し、可能な限り早期に償還できるよう努めてまいります。

本優先株式の詳細につきましては、「（別紙）第 1 回第一種優先株式発行要項」をご参照ください。

（3）本優先株式による資金調達を行う理由

当社は、本優先株式による資金調達にあたり、以下の事項を勘案し、本優先株式の発行が現時点において最良の方法と判断いたしました。

- ① 本優先株式の発行により調達する資金は、全額、借入金返済資金に充当するため、当社の喫緊の課題である負債の圧縮と資本増強が同時に達成できること。
- ② 本優先株式は、普通株式に転換されないため、普通株式の希薄化が生じないこと。
- ③ 上記のほか、本優先株式で設定されている諸条件が、当社の状況や過去の優先株式の発行事例等を勘案して、妥当であると考えられること。

2. 本優先株式発行の日程

平成 21 年 5 月 13 日	本定時株主総会における承認等を条件とする第 1 回第一種優先株式の発行決議
平成 21 年 6 月上旬	本定時株主総会に上程する、定款一部変更の議案、本有利発行議案及び第 2 回以降の第一種優先株式の募集事項の決定を取締役に委任する議案の決定（予定）
平成 21 年 6 月 26 日	第 8 期定時株主総会（本定時株主総会）（予定）
平成 21 年 6 月 29 日	本優先株式の発行（払込金額の総額 20 億円）（予定）

なお、本定時株主総会に上程する、定款一部変更の議案、本有利発行議案及び第 2 回以降の第一種優先株式の募集事項の決定を取締役に委任する議案につきましては、詳細が確定し次第お知らせいたします。

3. 調達する資金の額及び使途

（1）調達する資金の額（差引手取概算額）

調達する資金の総額	2,000,000 千円
発行諸費用の概算額	28,000 千円
差引手取概算額	1,972,000 千円

(2) 調達する資金の具体的な用途

今回の優先株式の発行により調達する資金は、全額、中小企業保証機構への借入金返済資金に充当いたします。

(3) 調達する資金の支出予定時期

調達する資金の支出予定時期につきましては、払込み後直ちに中小企業保証機構への借入金返済資金に充当いたします。

(4) 調達する資金用途の合理性に関する考え方

上記に記載のとおり、金融市場混乱の長期化や不動産市況の著しい低迷等の影響から、当社グループの事業環境及び財務環境は極めて厳しい状況が続くなか、自己投資による収益とフィービジネスによる収益のバランスのとれた業務運営を推進し、資金効率を高めた収益構造への転換及び財務基盤の安定化を図ることが最優先の経営課題であり、これらを早期に実現し永続的な事業発展を目指していくためには、負債の圧縮と更なる自己資本増強が必要不可欠であり、本資金用途は十分な合理性があると考えております。

4. 過去3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

決算期	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
営業収益	31,690百万円	27,859百万円	13,610百万円
営業利益	6,048百万円	4,875百万円	△4,006百万円
経常利益	5,192百万円	3,245百万円	△6,729百万円
当期純利益	2,711百万円	1,258百万円	△8,856百万円
1株当たり当期純利益(円)	2,509.80円	1,156.74円	△7,799.37円
1株当たり配当金(円)	765円	415円	—円
1株当たり純資産(円)	7,895.48円	8,204.92円	402.54円

(2) 現時点における発行済み株式数および潜在株式数の状況(平成21年5月13日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	1,712,440株	100.00%
潜在株式数	4,930株	0.29%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
始 値	82,000 円	42,000 円	13,760 円
高 値	97,900 円	42,400 円	14,650 円
安 値	28,200 円	11,600 円	432 円
終 値	41,300 円	13,360 円	1,346 円

(注) 東京証券取引所市場（マザーズ）における株価であります。

② 最近6か月間の状況

	11月	12月	1月	2月	3月	4月
始 値	2,195 円	1,450 円	1,480 円	1,250 円	830 円	1,326 円
高 値	2,600 円	1,530 円	1,480 円	1,250 円	1,571 円	2,235 円
安 値	1,270 円	1,072 円	1,188 円	432 円	810 円	1,300 円
終 値	1,410 円	1,420 円	1,218 円	730 円	1,346 円	1,718 円

(注) 東京証券取引所市場（マザーズ）における株価であります。

③ 直近の状況

	平成21年5月12日現在
始 値	1,978 円
高 値	1,989 円
安 値	1,890 円
終 値	1,921 円

(4) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当増資（第1回第一種優先株式）

発行期日	平成21年6月29日
調達資金の額	2,000,000,000円（差引手取概算額：1,972,000,000円）
発行価額	1株につき100,000円
募集時における発行済株式数	普通株式1,712,440株
当該増資による発行株式数	第1回第一種優先株式20,000株
募集後における発行済株式総数	普通株式1,712,440株 第1回第一種優先株式20,000株
割当予定先	中小企業保証機構株式会社

(5) 最近3年間エクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

発行期日	平成21年3月27日	
調達資金の額	597,000,000円（差引手取概算額）	
発行価額	1株当たり 960円	
募集時における発行済株式数	1,087,440株	
当該増資による発行株式数	625,000株	
募集後における発行済株式総数	1,712,440株	
割当先	中小企業信販機構株式会社	312,500株
	株式会社インデックス・ホールディングス	312,500株

5. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

募集前（平成21年3月31日現在）		募集後
N I S グループ株式会社	25.76%	同左
中小企業信販機構株式会社	18.25%	
株式会社インデックス・ホールディングス	18.25%	
ビービーネット株式会社（現社名「中小企業投資機構株式会社」）	8.89%	
中小企業保証機構株式会社	8.89%	
日本振興銀行株式会社	3.17%	
ゴールドマン サックス インターナショナル	0.60%	
寄岡 正一	0.49%	
合田 益己	0.40%	
寄岡 秀夫	0.30%	

(注) 1. 今回の第三者割当増資による普通株式の持分比率の変動はありません。
2. 当社は自己株式を保有していません。

(2) 第1回第一種優先株式

募集前	募集後
—	中小企業保証機構株式会社 100%

6. 業績への影響の見通し

今回の第三者割当による優先株式の発行により、当社の財務体質が改善され、信用力の回復・業績の向上に寄与するものと考えております。なお、平成22年3月期の業績見通しにつきましては、本日公表しております「平成21年3月期 決算短信」をご参照ください。

7. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額の算定根拠

本優先株式の発行価額につきましては、当社の業績・資産内容・事業収益性・資本構成・本優先株式の内容・市場状況を総合的に判断の上、当社が合理的と判断する水準で決定いたしました。

但し、優先株式の評価に関する考え方はさまざまな見解があることが想定されることから、当社は、本有利発行議案を本定時株主総会に上程し、その承認が得られることを条件として本優先株式を発行することとしております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本優先株式は、普通株式に転換されない「社債型」の商品設計となっており、普通株式の希薄化は生じません。

8. 割当先の選定理由

(1) 割当先の概要

割当先の内容	割当先名称	中小企業保証機構株式会社		
	事業の内容	中小規模事業向け貸付及び保証事業、顧客管理、獲得営業、事務手続等の各種代行業務		
	設立年月	平成17年9月30日		
	本店所在地	大阪府大阪市西区京町堀一丁目4番16号		
	代表者の氏名	代表取締役社長 河村 巧		
	資本金の額	640,300,000円		
	発行済株式数	67,000株		
	純資産	1,457百万円		
	総資産	27,675百万円		
	決算期	12月		
	従業員数	105名		
	主要取引先	中小規模事業者		
	大株主及び持株比率 (平成21年5月13日現在)	河村 巧	26.86%	
		中小企業振興ネットワーク(株)	20.89%	
		中小企業管理機構(株)	18.29%	
	中小企業信用機構(株)	14.92%		
当社との関係	主要取引銀行	日本振興銀行		
	出資関係	当社が保有している割当先の株式数	該当事項はありません。	
		割当先が保有している当社の株式数	152,270株	
	人的関係	該当事項はありません。		
取引関係等	資金の借入			

最近3年間の業績			
決算期	平成19年3月期	平成19年12月期	平成20年12月期
売上高	53百万円	200百万円	3,216百万円
営業利益	△177百万円	△38百万円	1,023百万円
経常利益	△175百万円	△59百万円	1,314百万円
当期純利益	△185百万円	△131百万円	350百万円
1株当たり当期純利益	△4,220.39円	△3,443.21円	5,226.82円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産	389.27円	6,345.93円	21,760.04円

(2) 割当先を選定した理由

本優先株式の割当予定先である中小企業保証機構は、上述のとおり、平成20年12月15日に、当社の筆頭株主であるN I Sグループより、当社普通株式152,270株を譲り受け、また、平成20年12月22日には、同様に152,270株、54,300株をそれぞれ取得していた他の新主要株主とともに、当社の今後の経営面、財務面、事業面の改善に関する基本合意書をN I Sグループ及び当社との5者間で締結し、それ以後、当社の経営再建に向けて、新主要株主および新主要株主が属する「中小企業振興ネットワーク」に全面的なご協力いただいております。なお、平成21年2月27日には、新経営体制構築を目的とした当社臨時株主総会の開催により、「中小企業振興ネットワーク」に属する企業から役員を招聘しております。

また、上記の株式取得に先立ち、中小企業保証機構は、N I Sグループの経営再建に対する支援の一環として、N I Sグループより総額約48億円の当社に対する貸付債権を取得しており、当社の大口債権者となっております。

当社は、当社の喫緊の課題である債務の圧縮および自己資本増強を達成するためには、上述のとおり当社の大株主であり、かつ大口債権者でもある中小企業保証機構に対して相談することが、最も合理的であると判断し、中小企業保証機構と本優先株式について協議、検討してまいりました。

その結果、中小企業保証機構による追加支援の一環として、本優先株式の発行により、新たに中小企業保証機構より資金調達を行い、当該資金全額を中小企業保証機構への借入金返済に充てることにより、負債の圧縮および自己資本の増強を行うことにつき協力が得られることとなりました。

(3) 割当先の保有方針

割当予定先からは、本優先株式を中長期に保有する予定であるとの報告を受けております。

以 上

(別紙)

第1回第一種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類

ニッシン債権回収株式会社第1回第一種優先株式(以下「第1回第一種優先株式」という)

2. 募集株式数

20,000 株

3. 募集株式の払込金額

1 株につき 100,000 円

4. 払込金額の総額

2,000,000,000 円

5. 払込期日

平成 21 年 6 月 29 日

6. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額は 1,000,000,000 円(1 株につき 50,000 円)とし、増加する資本準備金の額は 1,000,000,000 円(1 株につき 50,000 円)とする。

7. 発行方法

第三者割当ての方法により、全株式を中小企業保証機構株式会社に割り当てる。

8. 第1回第一種優先配当金

(1) 第1回第一種優先配当金(期末配当)

当社は、毎年 3 月 31 日を基準日とする剰余金の配当(以下「期末配当」という。)をするときは、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回第一種優先株式を有する株主(以下「第1回第一種優先株主」という。)又は第1回第一種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回第一種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき 8,000 円の金銭による剰余金の配当(以下「第1回第一種優先配当金」という。)(但し、平成 22 年 3 月 31 日を基準日とする第1回第一種優先期末配当金の額は 6,049 円とする。)を行う。但し、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第 9 項に定める第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。

(2) 累積条項

ある事業年度において第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対して支払う第1回第一種優先株式1株当たり剰余金の額(以下に定める累積未払第1回第一種優先配当金の配当を除く。)が、第1回第一種優先配当金に達しないときは、その不足額(以下「未払第1回第一種優先配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払第1回第一種優先配当金(以下「累積未払第1回第一種優先配当金」という。)を、当該翌事業年度以降の第1回第一種優先配当金及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、これを第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対して支払う。

(3) 非参加条項

第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対しては、第1回第一種優先配当金(累積未払第1回第一種優先配当金の配当を除く。)を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

9. 第1回第一種優先期中配当金

当社は、毎年3月31日以外の日を基準日(以下「期中配当基準日」という。)とする剰余金の配当(以下「期中配当」という。)をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき、1年当たり8,000円を基準として、当該期中配当基準日が属する事業年度の初日(同日を含む。)から当該期中配当基準日(同日を含む。)までの期間で月割計算(但し、1ヶ月未満の期間については年365日の日割計算)により算出される金額(1円未満を切り捨てる。)を上限とする金銭による剰余金の配当(以下「第1回第一種優先期中配当金」という。)(但し、平成22年3月30日までの間を期中配当基準日とする第1回第一種優先期中配当金の額の算出は、「当該期中配当基準日が属する事業年度の初日」を「払込期日」と読み替えて行うものとする。)を行う。但し、当該期中配当の基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本項に定める第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。

10. 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1回第一種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として100,000円に当該残余財産を分配する日における累積未払第1回第一種優先配当金の合計額を加えた額を支払う。

第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

11. 議決権

第1回第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

12. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回第一種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

当社は、第1回第一種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

13. 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成24年4月1日以降で当社取締役会が別途定める日(以下、本項において、「取得日」という。)をもって、第1回第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得する場合は、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法による。

この場合の第1回第一種優先株式1株当たりの取得価額は、100,000円に、取得日における当該第1回第一種優先株式の累積未払第1回第一種優先配当金(もしあれば)の合計額及び8,000円に取得日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの日数を乗じて365で除した額(1円未満を切り捨てる。)(但し、当該事業年度において第1回第一種優先期中配当金を支払ったと

きは、その合計額を控除した額とする。)を加えた額とする。

14. 金銭を対価とする取得請求権

第1回第一種優先株主は、当社に対し、平成28年6月30日以降、30日以上前の事前の通知を行うことにより、第1回第一種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。この場合、当社は、当該請求の効力が生ずる日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、第1回第一種優先株式の全部又は一部の取得を行うものとする(以下、本項において、当該取得を行う日を「取得日」という。)。但し、分配可能額を超えて第1回第一種優先株主から取得請求があった場合、取得すべき第1回第一種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。

この場合の第1回第一種優先株式1株当たりの取得価額は、100,000円に、取得日における当該第1回第一種優先株式の累積未払第1回第一種優先配当金(もしあれば)の合計額及び8,000円に取得日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの日数を乗じて365で除した額(1円未満を切り捨てる。)(但し、当該事業年度において第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。)を加えた額とする。

15. 優先順位

第1回第一種優先株式と他の第一種優先株式が発行された場合の各第一種優先株式(以下「他の第一種優先株式」という。)の剰余金の配当(累積条項に基づくものを含む。)の支払順位は、全て同順位とする。また、第1回第一種優先株式と他の第一種優先株式の剰余財産の分配順位は、同順位とする。

16. その他

上記各項は、平成21年6月26日開催予定の当社第8期定時株主総会において、第1回第一種優先株式の発行に必要な定款変更その他の第1回第一種優先株式の発行に必要な議案が承認されること及び各種法令に基づき必要な手続が完了していることを条件とする。

以 上